

令和4年4月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和4年4月19日

開会：午前10時00分～午前10時59分

○出席者

教育長 太田 知 啓

教育委員

教育長職務代理者 江 端 源 治

委員 杉 岡 佐 緒 理

委員 田 中 満 公 子

委員 古 川 知 子

事務局

教育監 森田 大輔 教育総務課長 酒田 宗利

学校教育課長 棹本 達也 保健給食課長 後藤 勝義

教育センター長 佐々木 幸子 生涯学習・スポーツ振興課長 宮垣 義隆

コミュニティ推進課長 山本 昇 ほか担当職員

○教育長 それでは定刻になりましたので、ただいまから令和4年度4月教育委員会定例会を開催いたします。

それでは日程第1「会期について」お諮りいたします。本日の定例会の会議時間は、午前10時から正午までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。

次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は古

川委員を御指名申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第3「前回会議録の承認について」お諮りいたします。既に皆様には2月21日に開催されました教育委員会2月定例会会議録案を配付しております。原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、教育委員会2月定例会会議録案については承認することといたします。

それではここで、守口市教育委員会会議規則第19条に基づき、私から今後の教育委員会会議の運営についてお諮りいたします。これまで議案の審議を行うに当たっては、事務局職員による議案の朗読を行ってまいりましたが、会議運営の効率化の観点から、今後はこれを省略することとさせていただきたいと思っております。また、報告第2号から第4号までにつきましては、全て補助金交付要綱に関連するものでございますので、一括して報告することとさせていただきたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認めまして、今後、議案の朗読は省略することといたします。また、報告事項2から報告事項4については、一括して報告することといたします。

それでは次に、日程第4号、議案第12号「守口市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは議案第12号「社会教育委員の解嘱及び委嘱について」について説明いたします。議案書の1ページから2ページを御参照賜りたいと思っております。社会教育委員の解嘱につきましては、令和3年度2月教育委員会定例会で承認していただいたところではございますが、構成委員の学校教育関係者2名のうち1名は、市内中学校校長に委嘱しておりましたが、定年退職を迎えることとなったため、解嘱し、新たに委嘱させていただくものです。社会教育法第15条、社会教育委員の構成及び

守口市社会教育委員設置条例の規定に基づき、解嘱及び委嘱をするための議案として上程させていただくものです。今回委嘱しようとする委員は、別紙候補者名簿のとおりで、任期は前任者の在任期間の令和5年2月28日まででございます。以上、誠に簡単な説明ではございますが、御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。ないようですので採決いたしたいと思えます。議案第12号につきましては、原案どおりに決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第12号につきましては、原案どおりに決定いたしました。

それでは次に、日程第5、報告第6号「守口市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の施行に関する守口市教育委員会規則」を議題といたします。それでは議案の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは報告第6号につきまして、御説明申し上げます。

議案書の3ページから4ページまでをご覧くださいませよう、お願いいたします。なお、本議案の基となる条例及び市長部局の施行規則については参考資料として5ページから13ページまでを御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

守口市では行政手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化、並びに社会経済活動のさらなる円滑化を図り、市民生活の向上及び市の経済の健全な発展に寄与するため、情報通信技術を利用して、手続等を行うことを目的に、従来は署名による申請や通知を必要とする手続について、オンラインで行うことが可能となる「守口市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」が令和4年3月に守口市議会において可決され、制定されました。当該条例に基づき、情報通信技術を活用するに当たり、必要な事項を定める必要があるため、本市教育委員会において

も市長部局と同様に「守口市情報通信技術を活用した行政の推進等に係る条例の施行に関する守口市教育委員会規則」を定めようとするものです。本来、教育委員会規則の制定につきましては、教育委員会の議決事項ですが、条例の施行が令和4年4月1日からとなっているため、日程の関係上、教育長に対する事務委任規則第3条第2項により、教育長が臨時に代理で規則を制定し、令和4年4月1日から施行いたしました。

主な制定内容でございますが、1条だけの規則になっており、本施行規則については、市長が所轄する情報通信技術の例によることとし、第1条には教育委員会等の定義について定めております。具体的には第1条第1号では、守口市教育委員会またはこれに置かれる機関、第2号では前項に掲げる機関の職員であって、法律または条例上独立に権限を行使することを認められたもの、第3号では地方自治法第224条の2第3項に規定する指定管理者と定めております。

以上御報告申し上げ、御承認いただくものでございます。よろしく願います。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。それでは特に御質問、御意見がないようですので、採決いたしたいと思っております。報告第6号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、報告第6号につきましては、原案どおり承認いたしました。

それでは次に、日程第6、報告第7号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。

それでは議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは報告第7号につきまして、御説明申し上げます。

議案書の14ページから15ページまでをご覧くださいませよう願います。

す。本来、教育委員会事務局職員の任命につきましては、教育長に対する事務委任規則第2条第17項により教育委員会での決定事項ではございますが、発令の日程上、教育長に対する事務委任規則第3条第2項により、教育長が臨時に代理で決定し、15ページに示しておりますとおり、令和4年4月1日付けで発令をいたしました。以上御報告申し上げ御承認いただくものでございます。よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問や御意見はございますでしょうか。それでは特に御質問、御意見がないようですので、採決いたしたいと思います。報告第7号につきましては原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、報告第7号につきましては、原案どおり承認いたしました。

それでは次に報告事項に移ります。報告事項1「守口市帰国・渡日児童生徒自立援助通訳派遣実施要綱の一部を改正する要綱について」の説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告事項1「守口市帰国・渡日児童生徒自立援助通訳派遣実施要綱の一部を改正する要綱について」を、報告させていただきます。

議案書17ページを御参照ください。本要綱につきましては、近年の外国人児童生徒の増加及び多様化、外国人児童生徒支援に関する国内の動向を踏まえ、必要性に応じた柔軟な通訳の派遣が行えるよう、所要の改正を行う必要があることから、「守口市帰国・渡日児童生徒自立援助通訳派遣実施要綱」の一部を改正しようとするものです。主な改正内容としましては、4点ございます。1点目は、第3条の派遣回数等についてです。これまで、対象児童生徒が在籍する年数に応じて回数を決めていましたが、日本語の習得が困難で、継続して支援が必要な場合や、緊急に必要とされる場合など、守口市教育委員会が認めるときはその限りではないこととします。2点目は、第4条の通訳の依頼についてです。これまでの手続として、通訳の派遣が必要なときのみ、学校の校長が通訳派遣願いを提出しておりましたが、派遣期間及び時間の変更

や、通訳を必要としなくなっても当該の学校長は変更内容を報告しなければならないこととします。3点目は、第5条の派遣の決定についてです。これまで学校長から願いを受け、適当と認められるものを委員会から通訳として派遣を行っておりましたが、適正に事務を進めるために、派遣の決定についての項を設け、学校長から依頼があったときは、委員会が学校長に相談の上、派遣の可否及び派遣計画を決定し、通知するものとします。4点目は、第7条の報償金についてです。報償金については、文化庁謝金単価を参考に1時間2,200円に見直しを行いました。また報奨金の支払いを年3回としていたところを、適正に事務を進めるため、月ごとに口座振替の方法により行うことと変更しております。

以上、誠に簡単な説明でございますが、報告とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 今現在、およそ何人くらいの方がこの通訳派遣を御利用されていらっしゃるんですか。

○事務局 本年度に関しましては、現時点で4名ですが、1年生からも報告を受けていますので、6名か7名くらいになるかなと思っております。

○委員 いずれ日本語も覚えていくと思うんですが、大体どれくらいで自立されるのか、教えてください。

○事務局 子どもにもよるんですが、大体1年ぐらいで日常生活の会話ができるぐらいのレベルにはなってきております。ただやはりそれでも足りない部分があるので2年、やはりかかる子では3年というようなケースが多いです。学習言語に関しましては、やはり最低5年はかかると言われていますが、普段友達と会話をする中で1年や2年ぐらいで身に付ける子もいます。

○委員 日本語指導についても、何年間実施するか、その辺の基準は学校が考える感じになるんですかね。

○事務局 日本語指導の方法に関しましては、今の通訳のように2年、3年という

縛りはありませんが、日本語レベルは1段階から5段階まであり、5に達しますとその教科での指導というところで、一定入らなくても十分なレベルに達していると考えます。逆に2とか3のまだ授業についていけないという子については、5のレベルに達するまで、4年でも5年でもかけて指導して参ります。

○委員 ありがとうございます。

○事務局 補足でございますが、今御意見があった日本語指導につきましては、大阪府の加配教員が本市に1名在籍しています。その教員が各校を巡回し、子どもたちのこういった指導については特別な教育課程を編成して、その子に合った日本語指導の時間を設けているところでございます。今回は、自立援助通訳派遣に関する要綱改正というような形になりますが、現在も外国から来られた子どもの数が一定数おりますし、また今後も増加することが確実だと思いますので、日本語指導の部分とそれから通訳を介して、学校生活での支援を行うため、一つのパッケージで、府やそれからいろんな支援されている民間の団体などとも連携しながらやっていかないといけないと思っております。私も外国にルーツのある子どもたちを見てきて、一人一人やっぱり日本語の能力の差は本当に大きくて、家庭での日本語を使う頻度などによって大きな違いがあるように思いましたので、子どもたちが楽しい学校生活が送れるように、教育委員会としてもきめ細かな支援をこれから皆さんの御意見をいただきながら充実させていきたいなと思っております。

○教育長 ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。それでは報告事項1についてはこれまでとさせていただきます。それでは次に、報告事項2「守口市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱について」、報告事項3「守口市スポーツ関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱について」、報告事項4「守口市青少年関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱について」につきましては、一括して説明をお願いします。

○事務局 私からは報告事項2から報告事項4につきまして、一括して御説明させ

ていただきます。初めに、報告事項2ですが、21ページから25ページを御参照願いたいと思います。「守口市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部改正について」について、御報告申し上げます。市民の文化芸術振興及び発展に寄与するため、本市の文化芸術に関わる社会教育関係団体が行う事業に対し、その経費の一部を補助する守口市社会教育関係団体補助金については、守口市社会教育関係団体補助金交付要綱を制定し、補助金の交付を行っております。この度補助金を概算払いにて交付することで団体の負担が軽減され、さらなる活動の推進が見込まれることから、守口市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部を改正するものです。また、令和4年4月1日に「教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則」が施行されたことから、合わせて所要の改正を行うものです。

主な改正内容でございますが、補助金に関わる交付申請の内容を変更する際の申請及び認定に関わる手続を削除するために改正前の第8条を、補助金の概算払いに関わる手続を追加するために、改正後の第8条及び9条を実績報告の際の添付書類の名称を改めるために、改正後の第10条を、補助金の請求及び交付に関わる手続を削除するために、改正前の第11条を、補助金の精算に関わる手続を追加するために、改正後の第12条を、「教育委員会」を「教育長」に改めるため、第3条、第6条から第13条及び別表第1、別表第2を変更し、その他規定整備を行うものです。なお、本要綱については、令和4年4月1日から施行しております。

続きまして、報告事項3について御説明申し上げます。26ページから29ページを参照願いたいと思います。「守口市スポーツ関係団体補助交付要綱の一部改正について」を、御報告申し上げます。本市においては、スポーツの普及及び競技力の向上を目的として活動するスポーツ関係団体に対し、その経費の一部を補助する守口市スポーツ関係団体補助金の交付に関し、必要な事項を定めるため、「守口市スポーツ関係団体補助金交付要綱」を制定しています。令和4年4月1日に「教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則」が施行されたことから、「守口市スポーツ関

係団体補助金要綱」の一部改正を行うものです。改正内容でございますが、「教育委員会」を「教育長」に改め、第3条、第5条から第11条まで及び別表第1、別表第2を変更するものです。本要綱については、令和4年4月1日から施行しております。

続きまして、報告事項4について御説明申し上げます。30ページから34ページを参照願いたいと思います。「守口市青少年関係団体補助金要綱の一部を改正について」を、御報告申し上げます。社会教育法に基づき、青少年の健全育成を目的とし、積極的かつ、継続的な社会教育活動を行う青少年関係団体に対し、その経費の一部を補助する守口市青少年関係団体補助金の交付に関し、必要な事項を制定するため、「守口市青少年関係団体補助金交付要綱」を制定しています。同じく令和4年4月1日から「教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則」が施行されたことから、「守口市青少年関係団体補助金交付要綱」の一部改正を行うものです。改正内容でございますが、「教育委員会」を「教育長」に改めるため、第4条、第6条から12条、別表第1、別表第2を変更し、その他規定整備を行うものです。なお、本要綱については、令和4年4月1日から施行しております。

以上、報告事項でございます。

○教育長 説明が終わりましたが、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

○委員 大体で結構ですので、補助金の交付額が毎年どれくらいなのかを教えてください。

○事務局 まず初めに、社会教育団体でございますが、こちらは市PTA協議会、市総合美術協会、文化財研究会、文化協会、それから寺方提灯踊り、この5団体でございます。各団体によって金額は違うんですが、例えば文化協会ですと、エナジーホールで市民文化祭を開催されるので、20万円、市PTA協議会に関しましては、15万円、その他の団体につきましては3万円という形での補助を行っております。

次に、スポーツ関係団体ですけれどもこちらは一団体につき5万円で、現在21団体ございます。それと次に、青少年関係団体ですが、こちらは一団体につきまして3万

円という形での補助を行っております。以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。それではないようですので、次に移りたいと思います。次に報告事項5「守口市新しい学校園づくり審議会にかかる答申について」の説明をお願いします。

○事務局 私からは令和3年7月に教育委員会から「守口市新しい学校・園づくり審議会」に対し、諮問しておりました守口市立小中学校等のあり方についての答申につきましての概要について御報告させていただきます。答申書自体は計80ページを超えるものになっておりますが、本日は概要版にて御説明いたしますので御了承ください。それでは議案書35ページから40ページまでをお開きください。

まず初めに1ページ目では、答申書全体の概要を示したものとなっております。子どもたちが主役の魅力ある学校づくりを目指した答申として、要所をまとめた構成となっております。

次に2ページ目をお開きください。諮問についてですが、ページ左の中段に記載しております、今日社会のあり方が劇的に変わる時代において、主体的で深い学びの実現や、開かれた教育課程の実現に向け、大きく分けて3点の諮問事項について、記述しております。答申につきましては、可能な限り表現も大人目線ではなく、子どもの学び視点で記述したものが多くなっておる旨と、合わせて守口市らしさを出すために各学校で創意工夫している具体的な取組みや、実情なども記載していることを記述しております。審議会としては、令和3年7月から計6回の審議会を開催しており、答申の基本理念として、社会のあり方が劇的に変わる時代において、守口市の子どもたちをどう育てていくかという視点に立ち、小中学校9年間を見据えた学びの充実と、地域との協働や、ICT活用の視点を取り入れた新しい時代の学校教育について、提言されております。本答申につきましては市民の方々と情報共有し、子どもたちの学びについて、一緒に考え、学校づくりに参画していただきたい願いも述べられておりま

す。

次に3ページをお開きください。第1章として、「子どもたちが社会とのつながりの中で学び、自分の力で人生や社会をよりよくしたいと思う、学びを目指す」としたタイトルの中では、1.として、「これからの社会に必要な資質・能力の育成」についてと、2.として「学校運営協議会を中心とした育成を目指す子ども像の共有、協働」について、述べられております。ここでは『主体的・対話的で深い学び』を通して、すべての子どもたちが「わかる」「できる」「おもしろい」授業づくりを推進していることや、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」についての取組みを御提言いただいております。特にさつき学園での取組みなどを紹介し、全中学校区で学校運営協議会の充実を目指し、地域住民や保護者の参画意識の醸成とともに、関係機関等からの協力を拡大していくことが重要である旨と、教育委員会が学校運営協議会を支援していく旨についても御提言いただいております。続きまして、次のページに参ります。第2章として、「子どもたちが成長を実感できる、連続した学びを目指す」では、1.として、「幼児教育・保育と小学校教育の接続」についてと、2.として「守口市の小中一貫教育を次の段階へ」について述べられております。ここでは9年間を見据えた学びの充実にあたって、幼児教育、保育と小学校教育との接続に向けた取組みとして、例えば職員の合同研修等の推進や、キャリア・パスポートを活用した主体的に進路を選択できるような、キャリア教育の推進を御提言いただいております。

また「守口市の小中一貫教育を次の段階へ」ということで、全ての中学校区で特色ある小中一貫教育を充実し、義務教育学校や併設型小・中学校を目指し、さつき学園では教育課程の特例等を積極的に活用して、守口市内の教育を牽引していく旨の御提言をいただいております。

次に第3章に参ります。「子どもたちが安全・安心な学校生活を送り、多様な学びが可能となる学習環境を実現する」では、1.として「多様な子どもたち一人一人

が主体的・協働的で深い学びを行う学習環境」と、2.「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保できる学習環境」について、述べられております。ここでは多様な学びが可能となる学習環境の実現に向け、教室や設備、教材やICT環境の整備とともに、屋内運動場への空調設置や、学校図書館の機能の充実などについても、御提言いただいております。併せて、教科横断的な学習や、読書活動の推進、義務教育を全ての子どもたちに実質的に保証するという部分で、特別支援教育や、学習支援などについても、御提言いただくとともに、安全・安心な学習環境として、自然災害や感染症への対策や、防犯についても、御提言いただいております。

最後になりますが第4章に参ります。「子どもたちが社会性を育み、協働できる学校を目指す」では、1.として「集団生活や教科指導が可能な学校規模配置の最適化」と、2.「社会に包容された学校を目指して」について述べられております。ここでは主に学校規模や適正配置について、学校の小規模化や大規模化がもたらす子どもたちへの影響や、学校運営上の課題を示し、適正化が必要であると整理した上で、10年前の守口市の適正化への基準や方策については、現在の国の基準等を踏まえ、一定の見直しを行い、学習環境向上の観点から状況に応じて適正化の方策を検討していくべきとの御提言をいただいております。具体的な検討が必要な中学校区として、八雲中学校区、第一中学校区、錦中学校区を取り上げた内容となっております。また2.「社会に包容された学校を目指して」では、教育環境に付加価値を持たせることができるような複合施設の積極的な検討や、施設整備の優先順位、計画的な施設整備についての御提言をいただいております。内容の説明は以上でございます。今後につきましてはこの答申を踏まえ、学習環境の向上に向け、事務局として随時取り組んで参りますが、中でも主に第4章の内容につきましては、学校規模等適正化基本方針について、関係部局との調整も行いながら、今年度中の早期の改訂に取り組んで参ります。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○教育長　　ただいまの新しい学校・園づくり審議会の答申について、本日は概要版でご覧いただきましたが、何か御質問や御意見等ございましたら、お願いいたします。

○委員　　この概要版を読んでいて、全体的にとっても分かりやすいな、ワクワクするなあという気持ちで読ませていただいたんですけども、最初のページの一番下のところに、学校以外の公共施設、コミュニティセンターやこども園などの複合化の検討をすべきという文言があるんですけども、学校以外のこういったものを学校の中に造るということを今まで私が想像してなかったの、そういったこともまた可能になるのか、そういう未来も来るのかと思うと楽しみだなという気持ちになりました。全体的に子どもたちのこととか、学校づくりのことが主に書かれてあるんですけども、ここを整えることによって地域の活性化にも繋がると思いますし、ぜひ地域住民も巻き込んで、素晴らしい学校づくりを目指していただきたいなというふうに思いました。

○教育長　　ありがとうございます。何か補足ありますか。

○事務局　　委員のおっしゃるとおり、自然に活性化していくような複合施設というのを今後検討していき、より子どもたちを自然体で見守っていくような取組みが守口市の発展には必要ではないかという御提言もいただいております。

○教育長　　ありがとうございます。ややもすると学校施設というのは教育委員会だけで考えてしまいます。子どもたちの学校だけじゃなくて、やはり市民の目線に立った、市民の皆さんの地域施設としてのあり方ってということも一緒に考えて、そこは市役所の中でも連携を取りながら、例えばちょうど改築するタイミングを総務部総務課と相談して一緒に造るということも考えられるかと思えます。そういったこともこれから、あくまでも市民の皆さんが利用するっていうことを第一に考えてどういう施設のあり方がいいのかということ、今までにない方法なども参考にしながら考えていくことが必要だと今回提言いただいておりますので、また具体的にしっかりと関係部局とも連携を取りながらやっていきたいと思っております。ほかにいかがでしょうか。

○委員　　私もとても素敵な内容だなと思って読ませていただいているのですが、

ただいろんな部局との連携なんかが大変だろうなと思っていて、イメージとしては実際に現実のものにしていくのに何かプロジェクトとかを立ち上げるような感じでしょうか。それとも、現存の組織でしていけるんですかね。

○事務局　御提言につきましては、できる・できないというよりは、まずこういった教育を進めていってほしいという性質のもので、それを具体化していくというのが例えば委員がおっしゃったように、組織体系を変えてプロジェクトチームを組まなければならないのであれば、そういった体制も市長部局と連携して取り組んでいく必要があるかなと。ただ、現状といたしましては教育委員会としてこれを受けて、関係部局と調整しながら現行体制でやっていきたいと考えております。以上でございます。

○委員　ありがとうございます。

○教育長　本当に関係部局と連携しないとできないこともたくさんありますし、また、教育委員会の中でも今3つの課とセンターがあるんですけど、だんだん一つの課だけでは処理できないような業務も増えてきて、実際に今こうして連携しながら取り組んでおりますので、これからの組織というものは横断して協力して取り組んでいくということは課題解決のために不可欠だと思います。教育委員会、市役所だけでなく、外部の民間の方の力もお借りしながら協働して解決していかないといけないと思いますので、今回本当にたくさんの教育のあるべき姿をご提言いただきましたので、これを実現するためには一つ一つの具体的な方法を考えていかなければならないと思います。それもまたどういうやり方が一番いいのかということをしっかり検討できるような体制を組んで、やっていきたいと思っております。

○事務局　先ほどご説明いたしましたとおり、今年度から建築的な専門的な知識を持っている市の理事が教育委員会の施設整備監として、兼務で学校づくりに携わっていただけるということもありますので、市長部局との連携もより強化された状態で取り組めるような体制が整っています。以上でございます。

○委員　私も答申の概要版を読ませていただいて、こんな学校ができれば本当に魅力ある学校だなと思って読ませていただきました。二つありまして、一つは多岐に渡っているんですけども、まずここから着手していきたいとお考えの箇所があれば、それをお聞きしたいのですがいかがでしょうか。

○事務局　先ほど説明させていただいた中でも、まずは子どもたち一人一人が主役の魅力ある学校づくりということで、2本柱として、小中学校9年間を見据えた学びの充実、こちらにつきましては、まず実践していくべきだという強い願いが込められた答申になっておりまして、教育委員会といたしましても当然そういった答申を重く受けとめて、まずはこの部分を推進していきたいというふうに思っております。

○委員　あと二つ目なんですけれども、先ほど委員からも御指摘がありましたように、今後いろんな部署と連携をしながら、進めていくという機会が本当に多くなっていくと思いますが、最初から上手くいくというよりは、ともに汗を流しながら、徐々に想いや方向性をそろえていく、そんなイメージもお聞きして必要なのかなと感じました。以上です。

○教育長　ありがとうございます。

○委員　一つ目は質問でございますが、守口市の教育大綱は令和3年度から5年度を対象にしていますね。それを受けて毎年教育指針であるめざす守口の教育をつくっていると思いますが、教育委員会からこの審議会に諮問された際にそうした大綱とか、めざす守口の教育を踏まえて、この新しい学校のあり方を諮問されたのか、それともあんまりとらわれずに、ある程度自由にどうぞとおっしゃったのか、その辺はいかがでしょうか。

○事務局　まずこの諮問に当たりまして、委員のおっしゃるとおり、審議会の中で教育委員会としてどういった方向性を向いているのか、どういった子どもたちを育てていきたいのかというのを聞かせてほしいと御意見があったことから、教育大綱やめざす守口の教育について御説明した上で、それだったらこういった施策がいいのでは

ないかという答申になっています。したがって答申につきましては、自由にとりよ  
りは、今教育委員会が目指している教育について御説明した上でとなっております。  
以上でございます。

○委員 ありがとうございます。あとこの答申の内容は、5年以上の長期的な  
スパンで変わるようなことが多いと思うんですが、ぜひここからは私の個人的な希望  
ですけれども、スピード感を持って取り組んでいただきたいということと、また、市民  
に、あるいは子どもたちに、どんな学校を造ろうとしているのかということをしっか  
りと発信して、主役たちから答えが返ってくるような、「これをしてほしい」とか、  
「そんなことではないんです」とか、ぜひそういうキャッチボールができるような、  
努力を続けていただきたいなと思います。以上です。

○教育長 ありがとうございます。この審議会の答申もまた後日委員の皆さんに  
お読みいただきたいと思っております。簡単に一言だけ補足させていただくと、あく  
までも審議会としての答申なので、教育委員会に対して、こういうことをすべきだ  
とか、こういうことが必要だというような形で、あるべき姿を提言していただきました。  
次は、教育委員会としてこれを受けてどうするのか、というようなことがポイントに  
なってくるのかと思います。この審議会自体は「これをやります」という約束ではな  
くて、市民の皆さんやいろんな関係の方々の意見としてまとめたものですので、これ  
を具体化するというのが、これから非常に大切だと思います。基本的には教育大綱  
や、めざす守口の教育、学力向上プランというものを踏まえて、議論していただきま  
したけど、中にはそれを超えるようなものも御提言いただきましたので、そういった  
ものをさらに学力向上プランとかめざす守口の教育にこういうふうに入れたほうがい  
いとか、そういうことも出てくると思いますので、これからまた皆さんと一緒に検討  
していきたいと思っております。それでは以上とさせていただきます。報告事項は以  
上ですが、何か事務局のほうから報告、連絡等ございましたらお願いします。

○事務局 私からは、「令和3年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結

果概要並びに、大阪府教育庁の実施する「ICT活用による子どもの体力向上事業」についてお伝えいたします。資料をご覧ください。本調査は小学校等5年生と中学校等2年生を対象とした調査となっており、1ページから4ページにかけては、令和3年度の守口市の実技に関する調査結果と、過去5年間の推移について、男女別に全国及び大阪府と比較したデータとなっております。数値につきましては、守口市は緑色、全国は水色、大阪府は赤色の折れ線グラフで示しております。なお令和2年度はコロナ禍のため、悉皆調査ではなかったことから、守口市、大阪府、全国ともに掲載はしておりません。1ページの上段の右にあります総合評価は、個々の児童生徒が実施しました8種目において、記録に応じて1点から10点までポイント化し、8種目の合計点に応じて、AからEまでの評価をつけており、その割合が示されております。またその左の体力合計点は8種目の合計点の平均となっております。全国府と同様、本市も令和元年度から、いずれの学年、男女においても低下となっております。続きまして5ページをご覧くださいませでしょうか。5ページからは児童生徒質問紙調査の内容の一部を抜粋させていただきました。5ページでは、守口市の一週間の総運動時間についてお示ししております。どの学年も総運動時間420分以上の割合が減少し、60分から419分の割合が増加しております。

続いて6ページをご覧ください。小学校等において、「運動やスポーツをすることは好きですか」の問いに対して、「やや嫌い」、「嫌い」を選択した児童が嫌いな理由に当てはまるものを選んだ結果となっております。男女ともに一番高い割合が、「体育の授業でうまくできないから」、2番目が「けがをすることがこわいから」、3番目が「小学校入学前から体を動かすことが苦手だから」となっております。

7ページをご覧ください。こちらは中学校等の生徒質問紙の集計です。小学校等と同じ内容の質問ですが、中学校では男女ともに、「中学校入学前から体を動かすことが苦手」が最も高い割合となっております。これらのことからコロナ禍で運動機会が減少したことが大きく関わり、怪我が増え、怪我をすることが怖くなり、運動意欲が

低下することで、さらに運動機会の減少となり、よくない循環となっていることが考えられます。昨年度の校長会において、各校には、本調査結果をお伝えした際に、生涯にわたって心身の傾向を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための、資質能力の育成に向け、小学校等段階から運動の楽しさや喜び、心地よさを味わうための授業改善に加え、怪我につながりそうな場面に気づいたり、起きやすい怪我の事例を提示するなど、特に種目に応じた怪我の防止について、取組みを進めていただくよう、お願いしたところです。続きまして、8ページからになりますが、大阪府が実施する「ICT活用による子どもの体力向上事業」について、お伝えをさせていただきます。大阪府では令和5年度より、小学校3、4年生を対象とした大阪府独自のスポーツテストを悉皆にて実施する計画を立てており、令和4年度モデル校を募っていただきました。講師としましては、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質能力の育成に向け、参加希望のあった八雲小学校、梶小学校、下島小学校を推薦し、3校ともモデル事業実施校に選定されたところでございます。

本事業の内容につきまして、説明をさせていただきます。8ページのスケジュールをご覧ください。学校にさせていただく内容が一番左の欄となっております。この4月は実施に向けた準備や、アクションプランの策定、大阪府教育庁や、大阪体育大学が作成した各種ツールを活用し、7月までの間に、スポーツテストを実施していただきます。一番右下では、本事業の結果、分析が夏に出る予定となっております。その結果や分析を基にアクションプランの修正、改善を行うことで、2、3学期は改善後のアクションプランで取組みを展開することを考えております。

9ページをご覧ください。こちらは府の現状と課題が示されている内容となっております。

10ページをご覧ください。本事業は一人一台端末を活用したWebコンテンツを活用し、いつでもどこでも視聴できるようにすることで、学びが広がることを狙い

にしております。また子ども自身がデータを入力することで、過去の自分の記録を意識した取り組みや、その記録とすぐに比較することができ、パーソナルベストを更新したときの達成感を味わうことができると考えております。加えて早期にフィードバックされることで、学年学級個別に運動習慣の定着に向け、取組改善に繋げることができると考えております。

最後 11 ページ、12 ページのほうはモデル事業の流れとなっております。教育委員会としましても、今年度3校の実施状況を把握し、支援に努めるとともに、他の学校に情報発信して参りたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問や御意見がございますでしょうか。

○委員 5 ページの「1 週間の総運動時間」なんですけど、これは体育の授業時間が減っているということではないのでしょうか。

○事務局 遊び時間や放課後の活動時間など全てを含めての時間となっております。

○教育長 ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。なければここまでとしたいと思います。ほかに事務局から報告、連絡がありましたらお願いします。

○事務局 私のほうからは、全国の学力・学習状況調査及びすくすくウォッチにつきまして、報告させていただきます。本日、すくすくウォッチについては、小学校5、6年生を対象に、全国の学力・学習状況調査については、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施されております。また調査結果が出ましたら、教育委員会定例会にて報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○教育長 昨年より一か月くらい早い実施なんですよ。例年に戻って昨年は少し遅く実施したということでした。一応本日全国一斉でやっていますが、コロナ禍なので、もしできない場合は後日やってもいいというような形になっておりますが、21校全校で実施をしております。若干欠席者もいるかと思いますが、順調にスタートしているということです。理科の調査ということですが、理科については分析する機会

がなかなかないので、今回の結果をきちんと分析して、授業改善に活かせるようにしていきたいと思います。また、令和5年度は英語が実施されますが、毎年実施される国語と数学とは違い、理科と英語については3年に一度というような形になりますので、調査をやって終わりではなくて、調査結果をきちんと分析して一人一人の子どもたちの課題などを今後の改善や指導に活かすということがより重要であると考えております。

またこの前に説明のあった、体力運動能力、運動習慣等調査もそうですが、テストそのものに注目が集まりがちですが、質問紙の方にも非常に大切な要素がありますので、今回の全国学力・学習状況調査でも、勉強することが好きだとか、大切だという学習意欲に関わる部分をしっかり見て、それを活かして子どもたちの学習意欲を伸ばしていかなければならないと思います。そういった質問紙の部分もしっかりと分析しながら、子どもたちが主体的に学んだり、運動したりするような形に繋げていきたいと考えております。

それではほかによろしいでしょうか。事務局からほかにも報告ございましたらよろしく申し上げます。

それではないようですので、本日の定例会はこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会：午前10時59分